納税が困難な方へのお知らせです

事業等に係る収入に相当の減少があり，納期を迎える市税等の納付が困難な場合や，市税等を納付することにより事業の継続が困難な場合，「徴収猶予」及び「換価の猶予」という制度があり，猶予期間中は，納付計画による分割納付により，事業の状況に応じて計画的に納付することが可能ですので，早めにご相談ください。

**◎徴収猶予（地方税法第15条）について**

**【申請の要件】**

納税者が，次の１から４の要件に基づき，市税等を一時に納付できないと認められる場合に申請が可能です。

**１　災害等により財産に損失があったとき**

　　　　　感染症の患者が発生した施設で消毒により，備品や資産を廃棄したなど

　**２　納税者等が病気にかかったとき**

　　　　納税者又は生計を一にする親族が病気にかかったなど

　　**３　事業を廃止し，又は休止した場合**

　　　　感染症に伴いキャンセルが相次ぎ，休廃業したなど

　**４　事業に著しい損害を受けた場合**

　　　　感染症に伴いキャンセルが相次ぎ，食材などに損害を受けたなど

　**【提出期限】**

　　　原則として納期限内ですが，納期限後も申請書を提出することができます。

　**【猶予額】**

　　　納付ができないと認められる範囲の額となります。

　**【猶予期間】**

　　　１年以内。申請により２年まで延長可能です。

　**【提出書類】**

　　　申請書のほか，次の書類の提出が必要です。

　　　　・事実を証するに足りる書類

　　　　・財産目録その他資産及び負債の状況を明らかにする書類

　　　　・収支及び預貯金残高を明らかにする書類

　　　　・１年間の収支実績及び見込みを明らかにする書類

　**【延滞金】**

　　　猶予申請中の延滞金は，全部又は一部が免除されます。

**「換価の猶予」については，裏面をご覧ください。**

指宿市役所　税務課

**◎換価の猶予（地方税法第15条の６）について**

**【申請の要件】**

納期が到来する市税等を納付することで，事業の継続又は生活の維持を困難にする場合に申請が可能です。

　**【提出期限】**

　　　納期限から６月以内であれば申請書を提出することができます。

　**【猶予額】**

　　　納付ができないと認められる範囲の額となります。

　**【猶予期間】**

　　　１年以内。申請により２年まで延長可能です。

　**【提出書類】**

　　　申請書のほか，次の書類の提出が必要です。

　　　　・事実を証するに足りる書類

　　　　・財産目録その他資産及び負債の状況を明らかにする書類

　　　　・収支及び預貯金残高を明らかにする書類

　　　　・１年間の収支実績及び見込みを明らかにする書類

　**【督促】**

　　　督促状が発送され，督促手数料として１件当たり100円の納付が必要です。

　**【延滞金】**

　　　猶予申請中の延滞金は，全部又は一部が免除されます。

**【問い合わせ先】**

〒891-0497

鹿児島県指宿市十町2424番地

指宿市役所税務課　納税係（９番窓口）

電話　0993-22-2111

FAX 0993-24-4342

指宿市役所　税務課